

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 13 | 被災者台帳作成等に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、災害対策基本法による被災者台帳等の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

被災者台帳等作成後の特定個人情報の利用については、災害対策機関団体や国・県等への提出等が考えられ、その際に資料の紛失や誤送信等が発生することが考えられる。そのようなことが発生しないよう送付先の確認を徹底し、提出先に適切な管理等を求めていく。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|-------------------------------|--|
| ①事務の名称 | 被災者台帳等作成に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>ア 事務の説明 災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳を作成する。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、災害対策基本法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・被災者台帳の作成・避難行動要支援者名簿の作成・個別避難計画の作成・罹災証明書の交付申請の受理、審査又はその申請に対する応答 |
| ③システムの名称 | ・Acrocity行政基本 ・Excel版被災者台帳(予定) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・Excel版避難行動要支援者名簿 ・Excel版罹災証明受付簿 ・サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 被災者台帳、避難行動要支援者名簿、個別避難計画、罹災証明書 | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1号 別表第55の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第28条</p> <p>【各手続の根拠】 災害対策基本法第49条の10・14、第90条の2・3</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条別表第80の項</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 なし</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市長公室安心安全課 |
| ②所属長の役職名 | 市長公室安心安全課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 市長公室安心安全課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1151 |

| | |
|------------------------|--|
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| | |
|--|--|
| 1. 対象人数 | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年3月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年3月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| |
|-------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 被災者台帳の作成は、被災対象地域住民の抽出等によるため、特定個人情報の目的外使用はない。避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成は、対象者の申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手はない。その上で事務に不必要な情報を入手しないよう、意志確認書において手続に必要な項目のみの記入の注意書きを記載しており、システム入力が必要な項目のみの入力仕様であることから、目的外の入手が行われるリスク対策は「十分である」と考えられる。 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="checkbox"/>] 自己点検 | [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、対象者以外の情報や必要な情報以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。また、システム入力が必要な項目のみの入力仕様であることから、目的外の入手が行われるリスク対策は「十分である」と考えられる。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------------------------------|--|--|------|---|
| 平成28年3月31日 | I-1-③ システムの名称 | ・Acrocity宛名管理 ・Excel版被災者台帳(予定) ・Acrocity住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー | ・Acrocity行政基本 ・Excel版被災者台帳(予定) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー | 事後 | |
| 平成28年3月31日 | 所属長 | 総務部安心安全課長 酒元 博 | 総務部安心安全課長 有満 孝二 | 事後 | 平成27年4月1日人事異動 |
| 平成29年3月31日 | I-1-② 事務の概要 | 被災者からの申請 被災者台帳への登録 国・県・他市町村(関係機関団体)への照会・情報提供 | ・被災者台帳の作成 | 事後 | (H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正 |
| 平成29年3月31日 | I-3 個人番号の利用法令上の根拠 | 【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の36-2の項 【各手続の根拠】 災害対策基本法第90条の3 | 【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の36の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第28条 【各手続の根拠】 災害対策基本法第90条の3 | 事後 | (H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正 |
| 平成29年3月31日 | I-4-② 法令上の根拠 | 【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の56の2の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし | 【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の56の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし | 事後 | (H28.9.12改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正 |
| 平成31年3月31日 | II-1 対象人数 | 1,000人未満(任意実施) | 1,000人未満(任意実施) ※修正なし 人数の根拠を説明欄に記載 | 事後 | 鹿児島県地震等災害予測調査より【平成25年3月25日時点】⇒県地域防災計画変更日県地震災害予測調査による(死亡者数560人、重傷者60人、負傷者170人) |
| 平成31年3月31日 | II-1 取扱者数 | 500人未満 | 500人未満 ※修正なし 人数の根拠を説明欄に記載 | 事後 | 市地域防災計画で被災者情報を取扱うと考えられる福祉班、救護班、総務班の人数合計150人 |
| 令和2年3月31日 | II-1 対象人数 | 1,000人未満(任意実施) | 1,000人未満(任意実施) ※修正なし 人数の根拠を説明欄に記載 | 事後 | 鹿児島県地震等災害予測調査より【平成25年3月25日時点】⇒県地域防災計画変更日県地震災害予測調査による(死亡者数560人、重傷者60人、負傷者170人) |
| 令和2年3月31日 | II-1 対象人数(いつ時点の計数か) | 2014/4/1 | 令和2年3月31日 | 事後 | |
| 令和2年3月31日 | II-1 取扱者数 | 500人未満 | 500人未満 ※修正なし 人数の根拠を説明欄に記載 | 事後 | 市地域防災計画で被災者情報を取扱うと考えられる福祉班、救護班、総務班の人数合計150人 |
| 令和2年3月31日 | II-1 取扱者数(いつ時点の計数か) | 2014/4/1 | 令和2年3月31日 | 事後 | |
| 令和2年3月31日 | IV リスク対策 | 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」 | 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」 | 事後 | 錯誤 |
| 令和2年3月31日 | IV リスク対策 | 8. 監査 「内部監査」 | 8. 監査 「自己点検」「内部監査」 | 事後 | 追加 |
| 令和2年3月31日 | 全体 | | | | 評価の再実施 |
| 令和3年3月31日 | II-1 対象人数 | 1,000人未満(任意実施) | 1,000人未満(任意実施) ※修正なし 人数の根拠を説明欄に記載 | 事後 | 鹿児島県地震等災害予測調査より【平成25年3月25日時点】⇒県地域防災計画変更日県地震災害予測調査による(死亡者数560人、重傷者60人、負傷者170人) |
| 令和3年3月31日 | II-1 対象人数(いつ時点の計数か) | 令和2年3月31日 | 令和3年3月31日 | 事後 | |
| 令和3年3月31日 | II-1 取扱者数 | 500人未満 | 500人未満 ※修正なし 人数の根拠を説明欄に記載 | 事後 | 市地域防災計画で被災者情報を取扱うと考えられる福祉班、救護班、総務班の人数合計150人 |
| 令和3年3月31日 | II-1 取扱者数(いつ時点の計数か) | 令和2年3月31日 | 令和3年3月31日 | 事後 | |
| 令和3年8月3日 | I-4-② 法令上の根拠 | 【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の56の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし | 【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の56の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし | 事前 | 令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更 |
| 令和4年3月1日 | 表紙(評価書名・特記事項) I-1-①事務の名称 | 被災者台帳作成に関する事務 | 被災者台帳作成等に関する事務 | 事後 | 事務の概要等の増により |
| 令和4年3月1日 | 表紙(個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言) | 被災者台帳の作成 | 被災者台帳等の作成 | 事後 | |
| 令和4年3月1日 | 表紙(個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言) 特記事項 | 被災者台帳作成後 | 被災者台帳等作成後 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---|--|---|------|---|
| 令和4年3月1日 | I-1-②事務の概要 | 被災者台帳の作成 | ・被災者台帳の作成 ・避難行動要支援者名簿の作成 ・個別避難計画の作成 ・罹災証明書の交付申請の受理、審査又はその申請に対する応答 | 事後 | |
| 令和4年3月1日 | I-1-③システムの名称 | ・Acrocity行政基本 ・Excel版被災者台帳(予定) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー | ・Acrocity行政基本 ・Excel版被災者台帳(予定) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・Excel版避難行動要支援者名簿 ・Excel版罹災証明受付簿 | 事後 | |
| 令和4年3月1日 | I-2特定個人情報ファイル名 | 被災者台帳 | 被災者台帳、避難行動要支援者名簿、個別避難計画、罹災証明書 | 事後 | |
| 令和4年3月1日 | I-3個人番号の利用(法令上の根拠) | 【各手続の根拠】 災害対策基本法第90条の3 | 【各手続の根拠】 災害対策基本法第49条の10・14、第90条の2・3 | 事後 | |
| 令和4年3月1日 | II-1 対象人数 | 1,000人未満(任意実施) | 1,000人以上1万人未満 | 事後 | ①鹿児島県地震等災害予測調査より【平成25年3月25日時点】 ⇒県地域防災計画変更日 県地震災害予測調査による(死亡者数560人、重傷者60人、負傷者170人) ②避難行動要支援者名簿の対象人数約5,600人 |
| 令和4年3月1日 | II-1 対象人数(いつ時点の計数か) | 令和3年3月31日 | 令和4年3月1日 | 事後 | |
| 令和4年3月1日 | II-2 取扱者数 | 500人未満 | 500人以上 | 事後 | ①市地域防災計画で被災者情報を取扱うと考えられる福祉班、救護班、総務班の人数合計約150人 ②避難行動要支援者名簿の取扱人数合計約400名(地区自治公民館長89名・民生員286名 等) |
| 令和4年3月1日 | II-2 取扱者数(いつ時点の計数か) | 令和3年3月31日 | 2022/3/1 | 事後 | |
| 令和5年3月1日 | I-1-③システムの名称 | Acrocity行政基本 Excel版被災者台帳(予定) 中間サーバー MICJET番号連携サーバー Excel版避難行動要支援者名簿 Excel版罹災証明受付簿 | Acrocity行政基本 Excel版被災者台帳(予定) 中間サーバー MICJET番号連携サーバー Excel版避難行動要支援者名簿 Excel版罹災証明受付簿 サービス検索・電子申請機能(びったりサービス) | 事後 | 罹災証明関係で「サービス検索・電子申請機能(びったりサービス)」を追加。 |
| 令和5年3月1日 | II-1 対象人数(いつ時点の計数か) | 2022/3/1 | 2023/3/1 | 事後 | ①鹿児島県地震等災害予測調査より【平成25年3月25日時点】 ⇒県地域防災計画変更日 県地震災害予測調査による(死亡者数560人、重傷者60人、負傷者170人) ②避難行動要支援者名簿の対象人数約5,600人 |
| 令和5年3月1日 | II-2 取扱者数(いつ時点の計数か) | 2022/3/1 | 2023/3/1 | 事後 | ①市地域防災計画で被災者情報を取扱うと考えられる福祉班、救護班、総務班の人数合計約150人 ②避難行動要支援者名簿の取扱人数合計約400名(地区自治公民館長89名・民生員286名 他 鹿児島県警察、霧島市社会福祉協議会、地域支援機関、消防団、専門支援機関、自衛隊その他災害救助に従事する者等) |
| 令和6年3月1日 | 部署名 I-5-① 部署 I-5-② 所属長の役職名 I-8 問合せ | 総務部 | 市長公室 | 事後 | 令和5年4月1日組織改編 |
| 令和6年3月1日 | II-1 対象人数(いつ時点の計数か) | 2023/3/1 | 2024/3/1 | 事後 | 【合計:約6,790人】 ①鹿児島県地震等災害予測調査より【平成25年3月25日時点】 ⇒県地域防災計画変更日 県地震災害予測調査による被災者数790人(死亡者560人、重傷者60人、負傷者170人) ②避難行動要支援者名簿の対象人数約5,800人 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------------------------------|--|---|------|--|
| 令和6年3月1日 | II-2 取扱者数(いつ時点の計数か) | 2023/3/1 | 2024/3/1 | 事後 | 【合計:約550名】 ①市地域防災計画で被災者情報を取扱うと考えられる福祉班、救護班、総務班の人数合計約150人 ②避難行動要支援者名簿の取扱人数合計約400名(地区自治公民館長89名・民生員約300名、他 鹿児島県警察、霧島市社会福祉協議会、地域支援機関、消防団、専門支援機関、自衛隊その他災害救助に従事する者等) |
| 令和7年3月31日 | | | | | 評価の再実施 |
| 令和7年3月31日 | II-1 対象人数(いつ時点の計数か) | 2024/3/1 | 2025/3/1 | 事後 | 【合計:約6,390人】 ①鹿児島県地震等災害予測調査【平成25年3月25日時点】⇒県地域防災計画変更日 県地震災害予測調査による被災者数790人(死亡者560人、重傷者60人、負傷者170人) ②避難行動要支援者名簿の対象人数約5,600人(住基対象者) |
| 令和7年3月31日 | I-3 個人番号の利用(法令上の根拠) | 【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の36の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第28条 【各手続の根拠】 災害対策基本法第49条の10・14、第90条の2・ | 【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条 別表第55の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第28条 【各手続の根拠】 災害対策基本法第49条の10・14、第90条の2・ | 事後 | 番号法の改正に伴う修正 |
| 令和7年3月31日 | I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠 | 【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の56の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし | 【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 別表第80の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし | 事後 | 番号法の改正に伴う修正 |
| 令和7年3月31日 | II-1 対象人数(いつ時点の計数か) | 2024/3/1 | 2025/3/1 | 事後 | 【合計:約6,390人】 ①鹿児島県地震等災害予測調査【平成25年3月25日時点】⇒県地域防災計画変更日 県地震災害予測調査による被災者数790人(死亡者560人、重傷者60人、負傷者170人) ②避難行動要支援者名簿の対象人数約5,600人(住基対象者) |
| 令和7年3月31日 | II-2 取扱者数(いつ時点の計数か) | 2024/3/1 | 2025/3/1 | 事後 | 【合計:約550名】 (根拠は前年度と同様・同数) |